

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■住宅用地

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
敷地	区画	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築可能な敷地の最小面積は120㎡。 ただし、上記に該当しないものの規定の詳細については地区計画を参照。		
	宅盤高さ	●	<input type="checkbox"/>	1. 宅地の地盤高さを大きく変更してはならない。ただし、建築工事に伴う発生土や客土等の敷きならしによる地盤高さの変更は除く。		
建築物	用途等	●	<input type="checkbox"/>	1. 第2種住居地域、(建ぺい率60%/容積率150%)、準防火地域、日影規制あり。最高高さ12m。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 低層戸建住宅を主として、小規模な店舗や事務所、中層の共同住宅も立地可能。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 建築物等の用途の制限の詳細については、地区計画を参照。		
	意匠・形態	●	<input type="checkbox"/>	1. 意匠、形態については周辺との調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. プライバシーに配慮し、相隣関係を良好に保つため、北側隣地に面する開口部は、境界からの距離が3m以内のものについては不可視なものとする。		
	壁面後退	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路境界については地区幹線道路からは1.5m以上、その他の道路からは1.0m以上、隣地境界からは0.6m以上後退しなければならない。(後退距離は建築物の仕上げ面からの距離) ただし、建築物又は建築物の部分が次の何れかに該当する場合は、この限りではない。 ①自動車車庫の用途に供し、軒高が2.3m以下であるもの ②外壁又はこれに代わる柱の面の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの ③物置その他これらに類する用途に供し、軒高が2.3m以下かつ床面積の合計が5.0㎡以下のもの		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 上記除外規定の建築物又は建築物の部分は、いずれの場合も道路境界から0.5m以上後退する。		
	色彩	●	<input type="checkbox"/>	1. ベースカラー(各立面の面積の10分の1を超える面積で使用する色をいう。)は、全て色彩基準に適合させる。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. ベースカラーは、マンセル表色系のY、YR、R系は彩度6以下、明度3以上8以下とし、その他の色は、彩度3以下、明度3以上8以下としなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. ベースカラーの組合せに、補色(色相環で正反対に位置する色をいう。)は使用しない。		
●		<input type="checkbox"/>	4. アクセントカラー(色彩基準の範囲外で、各立面の面積の10分の1以下の面積で使用する色をいう。)は、建築物の低層部(高さ10m以下の部分をいう。)に使用する。			
●		<input type="checkbox"/>	5. 着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、上記(1~4)の色彩基準を適用しない。			
●		<input type="checkbox"/>	6. 概ね高さ10mを超える部分の色彩や形状については、空との調和に配慮しなければならない。			
屋外空間	垣・柵	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路及び公園に面する部分においては、生垣等の緑化を行うこととし、塀や柵を設置してはならない。 ただし、境界より0.5m以上後退し、高さ1.5m以下で透過性がありかつ塀や柵の前面に植栽等を施した場合はこの限りではない。基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 隣地境界沿いにおいても、生垣等の緑化を行うこととする。ただし、地盤面からの高さが1.5m以下でかつ透過性があるフェンス等は設置することができる。基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 玄関や勝手口、浴室、居室等を隣家や公共地から見えないようにする目的で塀や柵を設置する場合は、境界から0.5m以上後退し、かつ幅2.0m、高さ2.0m以下で前面に植栽等を施すこと。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 駐車場等の暫定利用の場合には敷地の外周部を生垣等の緑化で囲うよう努める。		
	外構の調和	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路沿いの擁壁(土留め・縁石等)は、原則として自然石とすること。ただし、境界より後退しかつ前面に植栽等を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合はこの限りではない。		
駐車場	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路境界から0.5mの範囲は環境緑地エリアの連続性を確保するため、駐車場の上屋やゲートを設置してはならない。			
	●	<input type="checkbox"/>	2. 駐車場の舗装は透水性や保水性、緑化舗装を行うよう努める。			

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
屋外空間	緑化	●	<input type="checkbox"/>	1. 敷地内には、建築区域面積に応じた緑化を行う。 (敷地面積20㎡当たりに、高さ1.5m以上の樹木と1.5m未満の樹木をそれぞれ1本以上植栽すること)		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 道路等の公共空間から見えるところへの植栽は、樹種についてはハナミズキ、ヤマボウシ又はヒメシャラ、本数については1本以上とするように努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 上記樹種の1本以上は高さ3.0m以上とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 道路沿いは、みどりの連続性を確保するように努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 道路等の公共空間から見える場所は、緑化に努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	6. 敷地の接道延長部分の1/3以上を環境緑地エリアとして緑を維持、育成する。		
		●	<input type="checkbox"/>	7. 道路沿いにおいては、道路境界から0.5m以上の範囲は環境緑地エリアとして緑地空間を確保する。		
付属施設	駐輪場・バイク置場			—		
	ゴミ置場			—		
	その他の工作物			—		
付属設備	受水槽・電気機械室 ・高架水槽 ・クリーニングタワー			—		
	電線等			—		
	アンテナ	●	<input type="checkbox"/>	1. CATVへの加入を推奨するが、テレビ、FM等のアンテナを設置する場合は、景観に配慮し軒の高さを超えない範囲で設置するよう努める。		
	屋外照明	●	<input type="checkbox"/>	1. 各敷地ごとに門やアプローチの周辺に門灯や庭園灯等の屋外照明を設置し、夜景の演出とともに安全で安心な住宅地の照明計画を行う。(暫定利用の場合も同様)		
		●	<input type="checkbox"/>	2. まち全体で統一感を出すために光源は電球色とする。(ただし、看板照明灯は除く。)		
その他の付属設備	●	<input type="checkbox"/>	3. 建築物を照らす照明を設置する場合には、景観条例による特定照明の基準の定めによらなければならない。 1. 道路側に設置する給湯設備、室外機、物置等は、露出しないように植栽等で修景する。			
屋外広告物	共通事項	●	<input type="checkbox"/>	1. 自家用広告物に限る。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 形状、面積、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮するよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 屋外ビジョン、ネオン管等の広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 道路の上空にかかる広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮するよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	7. 設置位置については、集約化し配置を揃えるよう努める。		
	屋上広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 設置してはならない。		
	壁面広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 壁面1面につき、壁面面積の1/15以下かつ5㎡以内とする。		
	地上設置広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 屋外広告物の表示面は2面以下とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 表示面積は、1面につき2㎡以内とし、地上から広告物の上端までの高さは6m以下とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 1敷地あたりの表示面積の総量は、10㎡以内とする。		
	突出広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 上端は、取り付ける壁面の高さを超えないように設置する。		
●		<input type="checkbox"/>	2. 壁面からの突出幅は1m以内とする。			

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■ 住・商複合系用地

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
敷地	区画	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築可能な敷地の最小面積は120㎡。 ただし、以下に該当するものについてはこの限りではない。 ①公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 ②鉄道用地の建築物		
	宅盤高さ	●	<input type="checkbox"/>	1. 宅地の地盤高さを大きく変更してはならない。ただし、建築工事に伴う発生土や客土等の敷きならしによる地盤高さの変更は除く。		
建築物	用途等	●	<input type="checkbox"/>	1. 第2種住居地域(200/60)準防火地域、日影規制あり。最高高さ31m。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 都市型住宅を主として、店舗や事務所、中高層の共同住宅も立地可能。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 建築物等の用途の制限の詳細については、地区計画を参照。		
	意匠・形態	●	<input type="checkbox"/>	1. 意匠、形態については周辺との調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 近接する建物間の窓の向き合いに配慮して計画する。		
	壁面後退	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路境界については、地区幹線道路、市道62号線からは1.5m以上、その他の道路からは1.0m以上、隣地境界からは0.6m以上後退しなければならない。(後退距離は建築物の仕上げ面からの距離)ただし、建築物又は建築物の部分が次の何れかに該当する場合は、この限りではない。 ①自動車庫の用途に供し、軒高が2.3m以下であるもの ②外壁又はこれに代わる柱の面の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの ③物置その他これらに類する用途に供し、軒高が2.3m以下かつ床面積の合計が5.0㎡以下のもの ④鉄道用地の建築物		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 上記除外規定の建築物又は建築物の部分は、いずれの場合も道路境界から0.5m以上後退する。		
	色彩	●	<input type="checkbox"/>	1. ベースカラー(各立面の面積の10分の1を超える面積で使用する色をいう。)は、全て色彩基準に適合させる。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. ベースカラーは、マンセル表色系のY、YR、R系は彩度6以下、明度3以上8以下とし、その他の色は、彩度3以下、明度3以上8以下としなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. ベースカラーの組合せに、補色(色相環で正反対に位置する色をいう。)は使用しない。		
●		<input type="checkbox"/>	4. アクセントカラー(色彩基準の範囲外で、各立面の面積の10分の1以下の面積で使用する色をいう。)は、建築物の低層部(高さ10m以下の部分をいう。)に使用する。			
●		<input type="checkbox"/>	5. 着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、上記(1~4)の色彩基準を適用しない。			
●		<input type="checkbox"/>	6. 中高層の建築物については、当該建築物の高層部(高さ10mを超える部分をいう。)の色彩及び形状について、空との調和に配慮する。			
屋外空間	垣・柵	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路や公園に面する部分においては生垣等の緑化を行うこととする。ただし地盤面からの高さが1.8m以下でかつ透過性があるフェンス等はこの限りではない。基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 隣地境界沿いにおいては地盤面からの高さが1.8m以下で、かつ透過性があるフェンス等は設置することができる。基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 目隠しのための塀については住宅用地の規定に準ずる。		
	外構の調和	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路沿いの擁壁(土留め・縁石等)は、原則として自然石とすること。ただし、境界より後退しかつ前面に植栽等を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合はこの限りではない。		
	駐車場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐車場は、周囲に配慮した配置とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 駐車場の入口に、目隠し、のれん等は設置しない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 外壁がない立体駐車場は、道路等の公共空間側にルーバーの設置、樹木の植栽等を行う。		
●		<input type="checkbox"/>	4. タワーパーキング等を建築物に併設する場合は、形態意匠を建築物に合わせて、一体的なデザインにする。			

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
屋外空間	緑化	●	<input type="checkbox"/>	1. 敷地内には、建築区域面積に応じた緑化を行う。 (敷地面積20㎡あたりに、高さ1.5m以上の樹木と1.5m未満の樹木をそれぞれ1本以上植栽すること)		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 道路等の公共空間から見える場所は、緑化に努める。		
付属施設	駐輪場・バイク置場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐輪場又はバイク置場を設置する場合は、道路等の公共空間から直接見えないように配慮し、見える場合は植栽等で修景する。		
	ゴミ置場	●	<input type="checkbox"/>	1. ゴミ集積所等の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩とする。		
	その他の工作物	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物と調和したデザインとなるよう努める。		
付属設備	受水槽・電気機械室 ・高架水槽 ・クリーニングタワー	●	<input type="checkbox"/>	1. 付属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えない場所に設置する。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 建築物の屋上等に設置する設備は、周囲の壁面の立ち上げ等により、目隠しを行う。 建築物の屋上等に設置する設備が露見する場合は、突出感をなくし、建築物の外観と同じ色彩、素材及び仕上げ材の使用等により工夫する。		
	電線等	●	<input type="checkbox"/>	1. 地中化を行う。		
	アンテナ			—		
	屋外照明	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明により、夜景の演出とともに安全で安心な街の照明計画を行うこと。(暫定利用の場合も同様)		
		●	<input type="checkbox"/>	2. まち全体で統一感を出すために光源は電球色とする。(ただし、看板照明灯は除く。)		
●		<input type="checkbox"/>	3. サーチライトは設置できない。			
●		<input type="checkbox"/>	4. 建築物を照らす照明を設置する場合には、景観条例における特定照明の基準の定めによらなければならない。			
その他の付属設備	●	<input type="checkbox"/>	1. 自動販売機については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩とする。			
屋外広告物	共通事項	●	<input type="checkbox"/>	1. 自家用広告物に限る。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 形状、面積、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮するよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 道路の上空にかかる広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮するよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	7. 設置位置については、集約化し配置を揃えるよう努める。		
	屋上広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 設置してはならない。		
	壁面広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 壁面1面につき、30㎡以内とし、かつ高さ10m以下で3階窓下以下とする。 地上高6m以下の範囲では、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/15以下かつ10㎡以内とする。		
	地上設置広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 屋外広告物の表示面は2面以下とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 表示面積は、1面につき10㎡以内とし、地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 1敷地あたりの表示面積の総量は、20㎡以内とする。		
	突出広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 地上から広告物下端までの高さが3.0m以上、上端までの高さが10m以下とし、かつ壁面上端を超えないものとする。		
●		<input type="checkbox"/>	2. 壁面からの突出幅は1m以内とする。			

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■住・商複合系用地(プロムナード沿い)

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
敷地	区画	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築可能な敷地の最小面積は300㎡。 ただし、以下に該当するものについてはこの限りではない。 ①公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物		
	宅盤高さ	●	<input type="checkbox"/>	1. 宅地の地盤高さを大きく変更してはならない。ただし、建築工事に伴う発生土や客土等の敷きならしによる地盤高さの変更は除く。		
建築物	用途等	●	<input type="checkbox"/>	1. 第2種住居地域(200/60)準防火地域、日影規制あり。最高高さ31m。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 1階部分は店舗や事務所など住宅以外の用途でなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 建築物等の用途の制限の詳細については、地区計画を参照。		
	意匠・形態	●	<input type="checkbox"/>	1. 意匠、形態については周辺との調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. プロムナードに面する敷地に係る建築物は、当該建築物の正面をプロムナードに向けるとともに、顔づくりを意識した建築デザイン等に努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 開口部、バルコニー等はプラントBOX等による緑化を推進し、緑あふれるまちを創るよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. まちなみの連続性を意識しながらも、建物間の抜けの空間をとるように努める。		
	壁面後退	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路境界については、地区幹線道路、市道62号線からは1.5m以上、その他の道路からは1.0m以上、プロムナードからは0.6m以上後退しなければならない。(後退距離は建築物の仕上げ面からの距離) ただし、建築物又は建築物の部分が次の何れかに該当する場合は、この限りではない。 ①自動車庫の用途に供し、軒高が2.3m以下であるもの ②外壁又はこれに代わる柱の面の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの ③物置その他これらに類する用途に供し、軒高が2.3m以下かつ床面積の合計が5.0㎡以下のもの ④公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 ⑤公共用歩廊、公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ		
		●	<input type="checkbox"/>	2. プロムナード側および隣地境界沿いについては上記①②③の除外規定は適用されないこととする。		
	色彩	●	<input type="checkbox"/>	1. ベースカラー(各立面の面積の10分の1を超える面積で使用する色をいう。)は、全て色彩基準に適合させる。		
●		<input type="checkbox"/>	2. プロムナードに面する1階部分以外のベースカラーは、マンセル表色系のY、YR、R系は彩度6以下とし、その他の色は、彩度3以下としなければならない。			
●		<input type="checkbox"/>	3. プロムナードに面する1階部分については、下記のプロムナードエリアカラーの色調に揃える。(白茶:5YR/9/1、とのこ色:5YR/8/2、灰桜;5RP/7.5/2、複数組み合わせも可能。)			
●		<input type="checkbox"/>	4. ベースカラーの組合せに、補色(色相環で正反対に位置する色をいう。)は使用しない。			
●		<input type="checkbox"/>	5. 着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、上記(1~4)の色彩基準を適用しない。			
●		<input type="checkbox"/>	6. アクセントカラー(色彩基準の範囲外で、各立面の面積の10分の1以下の面積で使用する色をいう。)は、建築物の低層部(高さ10m以下の部分をいう。)に使用する。			
●		<input type="checkbox"/>	7. プロムナードに面する1階部分のアクセントカラーは、濃藍(2PB/2/3.5)を推奨する。			
●		<input type="checkbox"/>	8. 中高層の建築物については、当該建築物の高層部(高さ10mを超える部分をいう。)の色彩及び形状について、空との調和に配慮する。			

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
屋外空間	垣・柵	●	<input type="checkbox"/>	1. プロムナード沿いにおいては、プロムナードと建物間に、塀や柵を設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 回遊性を確保するため、建物間には塀や柵を設けず、通り抜け可能な通路等を設けるように努める。なお設置については防犯性に十分配慮する。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 上記以外の道路や隣地境界沿いの垣や柵の設置基準は住・商複合系用地の基準に準ずること。		
	外構の調和	●	<input type="checkbox"/>	1. プロムナード沿いにおいては小広場空間の確保に努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 道路沿いの擁壁(土留め・縁石等)は、原則として自然石とすること。ただし、境界より後退しかつ前面に植栽等を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合はこの限りではない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. プロムナードから壁面後退した舗装部分は、プロムナードの舗装、材質又は色彩を合わせるようにする。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. プロムナードとの境界部分は、プロムナードと段差を設けないようにする。		
	駐車場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐車場は、周囲に配慮した配置とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 駐車場の入口に、目隠し、のれん等は設置しない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 外壁がない立体駐車場は、道路等の公共空間側にルーバーの設置、樹木の植栽等を行う。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. タワーパーキング等を建築物に併設する場合は、形態意匠を建築物に合わせて、一体的なデザインにする。		
	緑化	●	<input type="checkbox"/>	1. 敷地内には、建築区域面積に応じた緑化を行う。 (敷地面積20㎡あたりに、高さ1.5m以上の樹木と1.5m未満の樹木をそれぞれ1本以上植栽すること)		
●		<input type="checkbox"/>	2. 屋上緑化又は壁面緑化に努める。			
●		<input type="checkbox"/>	3. 道路沿いは、緑の連続性を確保するよう努める。			
付属施設	駐輪場・バイク置場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐輪場又はバイク置場を設置する場合は、プロムナードに面して設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 駐輪場の台数は戸数+来客用分の台数を確保に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 公共空間から直接見えないように配慮し、見える場合は緑化などで修景に努める。		
	ゴミ置場	●	<input type="checkbox"/>	1. ゴミ集積所の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩とする。		
その他の工作物	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物と調和したデザインとなるよう努める。			
付属設備	受水槽・電気機械室 ・高架水槽 ・クリーニングタワー	●	<input type="checkbox"/>	1. 付属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えない場所に設置する。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 建築物の屋上等に設置する設備は、周囲の壁面の立ち上げ等により、目隠しを行う。建築物の屋上等に設置する設備が露見する場合は、突出感をなくし、建築物の外観と同じ色彩、素材及び仕上げ材の使用等により工夫する。		
	電線等	●	<input type="checkbox"/>	1. 地中化を行う。		
	アンテナ	●	<input type="checkbox"/>	1. テレビ、FM等のアンテナは屋外に設置することはできません。ただし、携帯電話用のアンテナや受信困難な放送等でやむを得ない理由により設置する場合は、景観上の配慮を行う。		

項目	凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。	
付 属 設 備	屋外照明	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明により、夜景の演出とともに安全で安心な街づくりを行う。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. まち全体で統一感を出すために光源は電球色とする。(ただし、看板照明灯は除く。)		
		●	<input type="checkbox"/>	3. サーチライトは設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 建築物を照らす照明を設置する場合には、景観条例における特定照明の基準の定めによらなければならない。		
	その他の付属設備	●	<input type="checkbox"/>	1. シャッターは原則としてパイプシャッターとする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 店舗の場合は、プロムナード側への日よけ、ショーウィンドー等の設置により、にぎわいを演出する。		
●		<input type="checkbox"/>	3. 自動販売機については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩とする。			
屋 外 広 告 物	共通事項	●	<input type="checkbox"/>	1. 自家用広告物に限る。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 形状、面積、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮するよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮するよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	7. 設置位置については、集約化し配置を揃えるよう努める。		
	屋上広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 設置してはならない。		
	壁面広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 壁面1面につき、30㎡以内とし、かつ高さ10m以下で3階窓下以下とする。 地上高6m以下の範囲では、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/15以下かつ10㎡以内とする。		
	地上設置広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 屋外広告物の表示面は2面以下とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 表示面積は、1面につき10㎡以内とし、地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 1敷地あたりの表示面積の総量は、20㎡以内とする。		
突出広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 地上から広告物下端までの高さが3.0m以上、上端までの高さが10m以下とし、かつ壁面の上端を超えないこととする。			
	●	<input type="checkbox"/>	2. 壁面からの突出幅は1m以内とする。			

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■センター用地

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
敷地	区画	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築可能な敷地の最小面積は30,000㎡。 ただし、以下に該当するものについてはこの限りではない。 ①公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 ②鉄道用地の建築物		
	宅盤高さ	●	<input type="checkbox"/>	1. 宅地の地盤高さを大きく変更してはならない。ただし、建築工事に伴う発生土や客土等の敷きならしによる地盤高さの変更は除く。		
建築物	用途等	●	<input type="checkbox"/>	1. 商業地域(400/80)防火地域。最高高さ100m。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 大規模商業施設等の立地地区。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 建築物等の用途の制限の詳細については、地区計画を参照。		
	意匠・形態	●	<input type="checkbox"/>	1. 意匠、形態については周辺との調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 建築物の意匠(プロムナード側に限る。)は、住・商複合系用地(プロムナード沿い)のまち並み景観と調和するよう、素材及び形態意匠を工夫する。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. プロムナードに面する低層部は、ショーウィンドー又はディスプレイ等の設置により、にぎわいを演出する。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. アイストップエリア(市道61号線とプロムナードの交差点)周辺は、アイストップ(視線を集中又は滞留させる要素をいう。)となるよう、建築物の意匠等に配慮する。		
	壁面後退	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路境界については、地区幹線道路及び市道62号線からは2.0m以上、西口中心広場からは1.0m以上、プロムナードからは0.6m以上後退しなければならない。(後退距離は建築物の仕上げ面からの距離) ただし、建築物又は建築物の部分の部分が次の何れかに該当する場合は、この限りではない。 ①公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 ②公共用歩廊、公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ ③鉄道用の建築物		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 地区幹線道路、市道62号線、プロムナード又は広場との境界線からの後退部分については、塀、門、植栽、自動販売機、看板等、通行の妨げとなる工作物を設置することはできない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. ただし、上記3の項目について次の何れかに該当する場合は、この限りではない。 ①車止め ②高さ3.0mを超える部分における看板 ③その他公益上必要なもの		
	色彩	●	<input type="checkbox"/>	1. ベースカラー(各立面の面積の5分の1を超える面積で使用する色をいう。)は、全て色彩基準に適合させる。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. ベースカラーは、マンセル表色系のY、YR、R系は彩度6以下とし、その他は彩度3以下としなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. ベースカラーの組合せに、補色(色相環で正反対に位置する色をいう。)は使用しない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. アクセントカラー(色彩基準の範囲外で、各立面の面積の5分の1以下の面積で使用する色をいう。)は、建築物の低層部(高さ10m以下の部分をいう。)に使用する。		
●		<input type="checkbox"/>	5. 着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、上記(1~4)の色彩基準を適用しない。			
●		<input type="checkbox"/>	6. 低層部は、住・商複合系用地(プロムナード沿い)との調和を図る。			
●		<input type="checkbox"/>	7. 中高層の建築物については、当該建築物の高層部(高さ10mを超える部分をいう。)の色彩及び形状について、空との調和に配慮する。			
屋外空間	垣・柵	●	<input type="checkbox"/>	1. プロムナード、広場、道路沿いの壁面後退区域では垣、柵を設置することはできない。また壁面後退区域の内側で垣、柵を設置する場合は透視可能なものとしなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 柵の基礎部分の高さは地盤面から0.6mまでとし、全高は1.8mまでとする。		
	外構の調和	●	<input type="checkbox"/>	1. プロムナード、広場、道路沿いにおいては、周辺環境との調和に努める。		

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
屋外空間	駐車場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐車場は、周囲に配慮した配置とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 駐車場の入口に、目隠し、のれん等は設置しない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 外壁がない立体駐車場は、道路等の公共空間側にルーバーの設置、樹木の植栽等を行う。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. タワーパーキング等を建築物に併設する場合は、形態意匠を建築物に合わせて、一体的なデザインにする。		
	緑化	●	<input type="checkbox"/>	1. 敷地内には、建築区域面積に応じた緑化を行う。 (敷地面積20㎡あたりに、高さ1.5m以上の樹木と1.5m未満の樹木をそれぞれ1本以上植栽すること)		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 屋上緑化又は壁面緑化に努める。		
付属施設	駐輪場・バイク置場			—		
	ゴミ置場	●	<input type="checkbox"/>	1. ゴミ集積所の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩としなければならない。		
	その他の工作物	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物と調和したデザインとなるよう努める。		
付属設備	受水槽・電気機械室 ・高架水槽 ・クリーニングタワー	●	<input type="checkbox"/>	1. 付属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えない場所に設置する。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 建築物の屋上等に設置する設備は、周囲の壁面の立ち上げ等により、目隠しを行う。 建築物の屋上等に設置する設備が露見する場合は、突出感をなくし、建築物の外観と同じ色彩、素材及び仕上げ材の使用等により工夫する。		
	電線等			—		
	アンテナ			—		
	屋外照明	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物と一体となった屋外照明やライトアップにより、周辺と調和した夜景の演出に努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. まち全体で統一感を出すために光源は電球色とする。(ただし、看板照明灯は除く。)		
		●	<input type="checkbox"/>	3. サーチライトは設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 建築物を照らす照明を設置する場合には、景観条例における特定照明の基準の定めによらなければならない。		
	その他の付属設備	●	<input type="checkbox"/>	1. 反射板等を使用した回転灯は設置してはならない。ただし駐車場出入口についてはこの限りではない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 自動販売機の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩としなければならない。		
屋外広告物	共通事項	●	<input type="checkbox"/>	1. 形状、面積、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 地区幹線道路、市道62号線、プロムナード又は広場との境界線からの後退区域について、看板等の屋外広告物を設置してはならない。 ただし、2の項目に該当する部分で高さ3.0mを超える範囲はこの限りではない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 道路の上空にかかる広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 設置位置については、乱れた配置にならないよう努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 上記以外については「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	屋上広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	壁面広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	地上設置広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	突出広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. プロムナードに面する場合は、地上から広告物の下端までの高さが3.0m以上、上端までの高さが10m以下としかつ、壁面の上端を超えないこととする。		
●		<input type="checkbox"/>	2. 上記以外については「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。			

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■ 高次機能複合用地

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
敷地	区画	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築可能な敷地の最小面積は500㎡。 ただし、上記に該当しないものの規定の詳細については地区計画を参照。		
	宅盤高さ	●	<input type="checkbox"/>	1. 宅地の地盤高さを大きく変更してはならない。ただし、建築工事に伴う発生土や客土等の敷きならしによる地盤高さの変更は除く。		
建築物	用途等	●	<input type="checkbox"/>	1. 商業地域(400/80)防火地域。最高高さは100m。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 宿泊施設等の高次機能と高層共同住宅の立地を図る地区。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 建築物等の用途の制限の詳細については、地区計画を参照。		
	意匠・形態	●	<input type="checkbox"/>	1. 意匠、形態については周辺のまちなみとの調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 外周に面する低層部分の建築デザインに配慮する。		
	壁面後退	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路境界については、地区幹線道路及び市道62号線からは2.0m以上、それ以外の境界からは1.0m以上後退しなければならない。(後退距離は建築物の仕上げ面からの距離)		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 地区幹線道路、市道62号線との境界線からの後退部分については、塀、門、植栽、自動販売機、看板等、通行の妨げとなる工作物を設置することはできない。 ただし、上記2の項目について次の何れかに該当する場合は、この限りではない。 ①車止め ②高さ3.0mを超える部分における看板 ③その他公益上必要なもの		
	色彩	●	<input type="checkbox"/>	1. ベースカラー(各立面の面積の5分の1を超える面積で使用する色をいう。)は、全て色彩基準に適合させる。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. ベースカラーは、マンセル表色系のY、YR、R系は彩度6以下とし、その他は彩度3以下としなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. ベースカラーの組合せに、補色(色相環で正反対に位置する色をいう。)は使用しない。		
●		<input type="checkbox"/>	4. アクセントカラー(色彩基準の範囲外で、各立面の面積の5分の1以下の面積で使用する色をいう。)は、建築物の低層部(高さ10m以下の部分をいう。)に使用する。			
●		<input type="checkbox"/>	5. 着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、上記(1~4)の色彩基準を適用しない。			
●		<input type="checkbox"/>	6. 中高層の建築物については、当該建築物の高層部(高さ10mを超える部分をいう。)の色彩及び形状について、空との調和に配慮する。			
屋外空間	垣・柵	●	<input type="checkbox"/>	1. 壁面後退区域では垣、柵を設置することはできない。 また壁面後退区域の内側で垣や柵を設置する場合は、透視可能なものとしなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 柵の基礎部分の高さは地盤面から0.6mまでとし、全高は1.8mまでとする。		
	外構の調和	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路沿いにおいては、緑地空間又は歩道状空地の確保に努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 敷地内にまとまった広場の確保に努める。		
	駐車場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐車場は、周囲に配慮した配置とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 駐車場の入口に、目隠し、のれん等は設置しない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 外壁がない立体駐車場は、道路等の公共空間側にルーバーの設置、樹木の植栽等を行う。		
●		<input type="checkbox"/>	4. タワーパーキング等を建築物に併設する場合は、形態意匠を建築物に合わせて、一体的なデザインにする。			

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
屋外空間	緑化	●	<input type="checkbox"/>	1. 敷地内には、建築区域面積に応じた緑化を行う。 (敷地面積20㎡当たりに、高さ1.5m以上の樹木と1.5m未満の樹木をそれぞれ1本以上植栽すること)		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 壁面後退区域内では植栽をすることはできない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 屋上緑化又は壁面緑化に努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 壁面後退区域の内側では可能な限り緑化に努める。		
付属施設	駐輪場・バイク置場			—		
	ゴミ置場	●	<input type="checkbox"/>	1. ゴミ集積所の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩としなければならない。		
	その他の工作物	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物と調和したデザインとなるよう努める。		
付属設備	受水槽・電気機械室 ・高架水槽 ・クリーニングタワー	●	<input type="checkbox"/>	1. 付属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えない場所に設置する。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 建築物の屋上等に設置する設備は、周囲の壁面の立ち上げ等により、目隠しを行う。 建築物の屋上等に設置する設備が露見する場合は、突出感をなくし、建築物の外観と同じ色彩、素材及び仕上げ材の使用等により工夫する。		
	電線等	●	<input type="checkbox"/>	1. 地中化を行う。		
	アンテナ			—		
	屋外照明	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物や植栽帯と一体となった屋外照明やライトアップにより、周辺と調和した夜景の演出を行うこと。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 街全体で統一感を出すために光源は電球色とする。(ただし、看板照明灯は除く。)		
		●	<input type="checkbox"/>	3. サーチライトは設置してはならない。		
●		<input type="checkbox"/>	4. 建築物を照らす照明を設置する場合には、景観条例における特定照明の基準の定めによらなければならない。			
その他の付属設備	●	<input type="checkbox"/>	1. 反射板等を使用した回転灯は設置してはならない。ただし駐車場出入口についてはこの限りではない。			
	●	<input type="checkbox"/>	2. 自動販売機の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩としなければならない。			
屋外広告物	共通事項	●	<input type="checkbox"/>	1. 形状、面積、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 地区幹線道路、市道62号線との境界線からの後退区域について、看板等の屋外広告物を設置してはならない。 ただし、2の項目に該当する部分で高さ3.0mを超える範囲はこの限りではない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 道路の上空にかかる広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 設置位置については、乱れた配置にならないように努める。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 上記以外については「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	屋上広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	壁面広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	地上設置広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
突出広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。			

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■ 多目的用地

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
敷地	区画	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築可能な敷地の最小面積は120㎡。 ただし、以下に該当するものについてはこの限りではない。 ①公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 ②鉄道用地の建築物		
	宅盤高さ	●	<input type="checkbox"/>	1. 宅地の地盤高さを大きく変更してはならない。ただし、建築工事に伴う発生土や客土等の敷きならしによる地盤高さの変更は除く。		
建築物	用途等	●	<input type="checkbox"/>	1. 準工業地域(200/60)日影規制あり。最高高さ31m。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 多目的施設等のサービスや、バスやタクシー等の発着場所としての施設の立地を図る地区。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 建築物等の用途の制限の詳細については、地区計画を参照。		
	意匠・形態	●	<input type="checkbox"/>	1. 意匠、形態については周辺との調和に配慮しなければならない。		
	壁面後退	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路境界からは1.0m以上、それ以外の境界からは0.6m以上後退しなければならない。 (後退距離は建築物の仕上げ面からの距離) ただし、鉄道用地の建築物は及び建築物の部分はこの限りではない。		
	色彩		●	<input type="checkbox"/>	1. ベースカラー(各立面の面積の5分の1を超える面積で使用する色をいう。)は、全て色彩基準に適合させる。	
●			<input type="checkbox"/>	2. ベースカラーは、マンセル表色系のY、YR、R系は彩度6以下とし、その他は彩度3以下としなければならない。		
●			<input type="checkbox"/>	3. ベースカラーの組合せに、補色(色相環で正反対に位置する色をいう。)は使用しない。		
●			<input type="checkbox"/>	4. アクセントカラー(色彩基準の範囲外で、各立面の面積の5分の1以下の面積で使用する色をいう。)は、建築物の低層部(高さ10m以下の部分をいう。)に使用する。		
●			<input type="checkbox"/>	5. 着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、上記(1~4)の色彩基準を適用しない。		
●			<input type="checkbox"/>	6. 中高層の建築物については、当該建築物の高層部(高さ10mを超える部分をいう。)の色彩及び形状について、空との調和に配慮する。		
屋外空間	垣・柵	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路沿いにおいて垣、柵を設置する場合は、透視可能なものとする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 柵の基礎部分の高さは地盤面から0.6mまでとし、全高は1.8mまでとする。		
	外構の調和	●	<input type="checkbox"/>	1. 道路沿いにおいては、緑地空間又は歩道状空地の確保に努める。		
	駐車場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐車場は、周囲に配慮した配置とする。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 駐車場の入口に、目隠し、のれん等は設置しない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 外壁がない立体駐車場は、道路等の公共空間側にルーバーの設置、樹木の植栽等を行う。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. タワーパーキング等を建築物に併設する場合は、形態意匠を建築物に合わせて、一体的なデザインにする。		
	緑化	●	<input type="checkbox"/>	1. 敷地内には、建築区域面積に応じた緑化を行う。 (敷地面積20㎡当たりに、高さ1.5m以上の樹木と1.5m未満の樹木をそれぞれ1本以上植栽すること)		
●		<input type="checkbox"/>	2. 道路等の公共空間から見える場所は、緑化に努める。			

項目		凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。
付 属 施 設	駐輪場・バイク置場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐輪場又はバイク置場を設置する場合は、道路等の公共空間から直接見えないように配慮し、見える場合は植栽等で修景する。		
	ゴミ置場	●	<input type="checkbox"/>	1. ゴミ集積所の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩としなければならない。		
	その他の工作物	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物と調和したデザインとなるよう努める。		
付 属 設 備	受水槽・電気機械室 ・高架水槽 ・クリーニングタワー	●	<input type="checkbox"/>	1. 付属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えない場所に設置する。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 建築物の屋上等に設置する設備は、周囲の壁面の立ち上げ等により、目隠しを行う。建築物の屋上等に設置する設備が露見する場合は、突出感をなくし、建築物の外観と同じ色彩、素材及び仕上げ材の使用等により工夫する。		
	電線等	●	<input type="checkbox"/>	1. 地中化を行う。		
	アンテナ			—		
	屋外照明	●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物や植栽帯と一体となった屋外照明やライトアップにより、周辺と調和した夜景の演出を行うこと。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 街全体で統一感を出すために光源は電球色とする。(ただし、看板照明灯は除く。)		
		●	<input type="checkbox"/>	3. サーチライトは設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 建築物を照らす照明を設置する場合には、景観条例における特定照明の基準の定めによらなければならない。		
	その他の付属設備	●	<input type="checkbox"/>	1. 反射板等を使用した回転灯は設置してはならない。ただし駐車場出入口についてはこの限りではない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 自動販売機の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩としなければならない。		
屋 外 広 告 物	共通事項	●	<input type="checkbox"/>	1. 形状、面積、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮しなければならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 上記以外については「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	屋上広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 設置してはならない。		
	壁面広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
	地上設置広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。		
突出広告物	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県屋外広告物条例」の定めによらなければならない。			

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■「安全・安心」に関するまちづくりガイドライン(全地区を対象)

項目	凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。	
災害に強く自立可能なまち	耐震化・不燃化	●	<input type="checkbox"/>	1. 大規模な地震等に対して倒壊等を生じさせないだけでなく、更に損傷しにくいレベルまでの建物耐震性を確保することで、居住者や利用者等の安全性をより高めるよう努めること。そのための方策として、戸建・集合住宅においては「長期優良住宅の認定基準」を参考に、可能な範囲での適用に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 建物の耐火性等をより高めておくことで、火災時における避難のしやすさや延焼防止等において更に効果を持つよう努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 戸建・集合住宅においては「住宅性能表示制度」における、「火災時の安全」等の基準を参考に、安全性を確保(住宅性能評価書の取得又は基準等級と同等の仕様の採用)するよう努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 建物内災害の防止のためのガス漏れ防止・ガス漏れ報知器、落下防止等の導入に努めること。		
	一時避難対応	●	<input type="checkbox"/>	1. 駅周辺等で人が多く集まる施設においては、速やかに避難誘導できるわかりやすいサインや停電時でも使用可能な誘導設備の設置に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 駅周辺等で人が多く集まる施設においては、火災時の延焼防止や地震時の一時避難場所として使用できる屋外空間の確保に努めること。		
	BCP、LCP (備蓄倉庫、自家発電装置等、災害に強いまちとするためのもの)	●	<input type="checkbox"/>	1. 一定規模以上の建物においては、非常・災害時にも使用可能な非常用電源の設置又は自家発電設備の設置に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 災害時にも使用可能なコージェネレーションシステムの設置に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	3. 災害時にも使用可能なトイレの設置に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	4. 災害時にも飲料水に使用可能な貯水槽の設置に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	5. 停電時の生活にも安心なエレベーター用自家発電の設置に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	6. 停電時にも使用できるソーラー照明灯や蓄電型照明の設置に努めること。		
●		<input type="checkbox"/>	7. 自動販売機は無停電装置を装着し、災害時に提供できるよう努めること。			
●		<input type="checkbox"/>	8. 必要量の防災用品を備蓄する倉庫の設置に努めること。			
●		<input type="checkbox"/>	9. 個人住宅においても非常防災用品の常備に努めること。			
全ての人にやさしいまち	その他	●	<input type="checkbox"/>	1. 屋根に降った雨水を貯める貯水タンクの設置等により非常時に使用可能となる雨水利用の促進に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	2. 災害時対応のルールづくりや訓練の実施に努めること。		
	バリアフリー	●	<input type="checkbox"/>	1. 「神奈川県みんなのバリアフリー街条例」及び「同施行規則」の定めによらなければならない。		
	防犯	●	<input type="checkbox"/>	1. 建物出入口や必要箇所に防犯カメラ・防犯灯を設置するよう努めること。		
●		<input type="checkbox"/>	2. 人の目が届きにくい箇所や裏側には人感センサー付照明等を設け、防犯性を高めるよう努めること。			
●		<input type="checkbox"/>	3. センサーライト等の防犯照明の設置においては隣家への影響を十分に配慮すること。			
●		<input type="checkbox"/>	4. 地域の防犯システムの整備・啓発に努めること。			

まちづくりガイドラインチェックリスト

- 地区計画や条例等で定められた規定
- 遵守しなければならない規定
- 推奨される規定

■「持続性」に関するまちづくりガイドライン(全地区を対象)

項目	凡例	チェック	内容	対応図面	特記事項(対応の考え方・方針)※必要があれば記入して下さい。		
建物の環境負荷の低減	長寿命化	●	<input type="checkbox"/>	1. 構造躯体の劣化対策や設備等の維持管理・更新のしやすさへのあらかじめの配慮により、長い耐用年数が確保でき、廃棄物排出の削減にもつなげる建物とするよう努めること。 そのための方策として、住宅においては「長期優良住宅の認定基準」を参考に、劣化対策、維持管理・更新の容易性、維持保全計画などについて可能な範囲での基準の適用に努めること。			
	省エネ・低炭素		●	<input type="checkbox"/>	1. 建築物の省エネルギー性能については、省エネルギー法に基づく平成11年基準に準拠すること。		
			●	<input type="checkbox"/>	2. 低炭素社会の構築に向け、「低炭素建築物認定制度」による基準を参考に可能な範囲で適用に努めること。		
			●	<input type="checkbox"/>	3. 神奈川県建築物環境性能表示の対象となる建築物にあつては、その環境性能表示において総合評価4つ星以上となるよう努めること。		
			●	<input type="checkbox"/>	4. 太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、地中熱利用等の再生可能エネルギーや蓄電池の導入に努めること。		
			●	<input type="checkbox"/>	5. HEMSやBEMSの導入によりエネルギーの最適で効率的な管理に努めること。		
			●	<input type="checkbox"/>	6. LEDの導入や自然採光、昼光利用など照明の低炭素化に努めること。		
			●	<input type="checkbox"/>	7. 自然通風の利用や日射の遮蔽によりエアコンなどの機器をなるべく使わず快適に暮らすことに努めること。		
			●	<input type="checkbox"/>	8. 風の道(相模川や農地部からの風の取り込み)に配慮した配置や開口部の計画を行うよう努めること。		
			●	<input type="checkbox"/>	9. 家庭での省エネを促進する高効率エネルギー設備の導入に努めること。		
		●	<input type="checkbox"/>	10. 建物の屋上や壁面には建築物の熱吸収の抑制、蒸発散による冷却などを促進するための屋上緑化・壁面緑化に努めること。			
緑化		●	<input type="checkbox"/>	1. 建物の南側や西側には夏季の日照を遮蔽し、冬季の日照を確保する落葉高木植栽を行い環境負荷の低減に努めること。			
		●	<input type="checkbox"/>	2. 積極的かつ質の高い緑化を確保するため、緑地管理の実施や管理活動に努めること。			
舗装等	●	<input type="checkbox"/>	1. 水景、ドライミスト、透水性・保水性舗装、遮熱塗料等の利用による都市冷却の仕組みの導入の促進に努めること。				
交通の環境負荷の低減	カーシェアリング	●	<input type="checkbox"/>	1. カーシェアリングの導入により自家用車利用の低減を促進し低負荷なまちづくりに努めること。			
	サイクルシェアリング	●	<input type="checkbox"/>	1. サイクルシェアリング(レンタサイクル)の導入により、自家用車に頼らない、公共交通の使いやすいまちづくりに努めること。			
	エコカー・充電設備	●	<input type="checkbox"/>	1. 「大型施設」や「大規模駐車場」へのEV車(電気自動車)、ハイブリッド車等のエコカーの導入や充電スタンドの設置に努めること。			
	駐輪場	●	<input type="checkbox"/>	1. 駐輪場の設置等により自転車利用の促進に努めること。			
資源循環の確保	その他の付属設備	●	<input type="checkbox"/>	1. 屋根に降った雨水を貯める貯水タンクの設置等で雨水利用の促進に努めること。			
		●	<input type="checkbox"/>	2. 敷地内にコンポストボックス等を設けるなど、敷地内の落ち葉等を有効利用することで、廃棄物の削減等に努めること。			
		●	<input type="checkbox"/>	3. 大型生ごみ処理機や家庭用生ごみ処理機等の導入や発生抑制の取り組みによりごみの減量・再利用化に努めること。			